

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会

設立趣旨

渡良瀬遊水地は、本州最大級のヨシやオギを主体とする氾濫原の湿性草原を有した多様な生物の生息空間であるとともに、利根川水系における洪水調節・生活用水の確保などの重要な役割を担っています。しかし、近年は乾燥化や環境の単純化、外来種の増加等による湿地環境の悪化が環境保全上の大きな課題となっています。このため、平成14年6月に河川管理者をはじめ各分野の学識経験者、関係市町の代表、地域住民の代表からなる「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」が設置され、平成22年3月にその検討結果を「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」として取りまとめています。

今後、基本計画に基づき、渡良瀬遊水地の湿地を再生するため、掘削を実施しますが、良好な自然再生を着実に進めるため、順応的管理による段階施工で実施することとします。この順応的管理を行うためには、しっかりしたモニタリングを行い、自然再生に適した掘削の手法を常に追い求める必要があります。このため、適切なモニタリングとするための議論の場として、渡良瀬遊水地の環境に精通した地元の有識者による「渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会」を設立するものです。

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会 規約

(名称)

- 第 1 条 本会は、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会」(以下「委員会」という)と称する。
2. 委員会は「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」(以下、「親委員会」という)のもとに設置する。

(設置者)

- 第 2 条 委員会は、国土交通省利根川上流河川事務所が設置する。

(目的)

- 第 3 条 本委員会は、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」(以下「基本計画」という)に基づくモニタリング項目の確認、モニタリング結果の評価を行い、その結果を適切に保全・再生手法に反映していくことを目的とする。
2. 基本計画の内容を大きく変更する必要性が生じた場合には、親委員会に意見を求める。
3. 基本計画の内容やモニタリング結果の評価等に対する技術的な助言が必要な場合には、親委員会の委員に意見を求めることができる。

(委員会)

- 第 4 条 委員会の運営と進行は、事務局が総括する。

(議事)

- 第 5 条 委員会は、利根川上流河川事務所長が召集する。
2. 委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

(事務局)

- 第 6 条 委員会の事務局は、利根川上流河川事務所調査課内に置く。

(雑則)

- 第 7 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成22年10月25日から施行する。

(改正)

この規約は、平成27年11月16日から施行する。

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会傍聴規定

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会(以下「委員会」という)の会議は原則として公開するものとし、その規定について以下のように定める。

(会議の開催の周知)

第 1 条 委員会の会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について利根川上流河川事務所ホームページ(以下「HP」という)により一般に周知する。

(会議の傍聴)

第 2 条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴申し込みを行い登録を受けなければならない。(HP に掲載された電子メールまたはファクシミリにより申し込みを受け付ける。)

2. 会議会場の収容人員を超える傍聴申し込みがあった場合には、傍聴の登録者数を制限することがある。
3. 傍聴人は、会議の撮影、録画もしくは録音をしてはならない。また、会場内での発言、拍手、飲食あるいは会場内へのプラカードの持ち込み等、会議の進行を妨げたり会場の秩序を乱す行為を行ってはならない。
4. 傍聴人は会議に対して、質問・意見等がある場合には、必要事項を記入し(様式は HP よりダウンロード)、文書で提出することとし、事務局より回答する。なお、質問および回答はインターネット上で公開する。
5. 事務局は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に退場を命じ退去させることができる。

(会議資料)

第 3 条 委員会の会議で委員に配布される資料は、重要種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

2. 会議において配布した資料は、HP に掲載する。

(その他)

第 4 条 この規定は、渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会規約(以下「規約」という)第 7 条の「委員会の運営に関し必要な事項」として定められるものであり、この規定の変更やこの規定に定め無き事項についても、この規約に従い委員会に諮って定められる。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 10 月 25 日から施行する。